

「逗子市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例（案）」に対する意見を募集しています

現在逗子市では、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市計画施設の区域や用地に該当している土地の所有者が土地を譲渡しようとする場合、届出が義務付けられており、市の条例で当該規模を「100㎡」と定めています。

神奈川県「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例」が廃止されたことにより、平成26年4月より県管轄内の町村の届出規模は「200㎡以上」となりました。

これに伴い、他市町村との動向も鑑みて「逗子市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例（案）」を作成しました。条例を廃止することにより、届出規模は現在の「100㎡以上」から「200㎡以上」となります。

このことにつきまして、皆様のご意見を広く募集します。

- 募集期間 2014年（平成26年）12月1日（月）～2015年（平成27年）1月8日（木）
- 条例案の内容
逗子市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例（案）…別添ファイルをご覧ください。
- 条例案の閲覧方法
 - 市のホームページ
(<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/machi/index.html>)
 - 閲覧場所：まちづくり課（市役所2階） 情報公開課（市役所1階）
市立図書館（逗子4-2-10） 市民交流センター（逗子4-2-11）
文化プラザホール（逗子4-2-10）
小坪公民館（小坪5-21-17） 沼間公民館（沼間3-16-32）
逗子アリーナ（池子1-11-1）青少年会館（桜山5-20-29）
体験学習施設スマイル（池子1-11-2）
- 意見提出方法・・・2015年（平成27年）1月8日（木）必着
 1. 直接持ち込み 環境都市部まちづくり課（市役所2階）
 2. 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
 3. ファクス 046-873-4520
 4. Eメール machi@city.zushi.kanagawa.jp
- その他
 - この条例（案）は、パブリックコメント終了後、逗子市議会に諮り、平成27年4月1日の施行を予定しています。
 - 皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日市ホームページで公表します。個々のご意見に対しては、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：逗子市環境都市部まちづくり課
Tel 046-873-1111（内線463）
Fax 046-873-4520